

大会参加に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本ジュニアゴルフ協会（以下「当協会」という）が主催または主管する競技大会（以下「大会」という）の参加に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加申込)

第2条 大会に参加を希望する選手は、大会実施要項の定めるところにより、参加申込手続きをしなければならない。

(参加資格)

第3条 大会の参加資格は大会実施要項に定めるところによるものとする。

(大会参加費)

第4条

1 大会に参加する選手は、大会実施要項の定めるところにより、大会参加費を納付しなければならない。期限までに大会参加費を納付しない選手は大会に参加することができない。

2 納付された大会参加費は返還しないものとする。ただし、大会実施要項所定の期限までに所定の方法により参加申込の撤回を申し出た場合に限り、大会実施要項の定めるところにより大会参加費の返還を求めることができる。

3 前項にかかわらず、荒天その他やむを得ない事由により大会が不開催または中止となった場合、選手は、当該大会の参加費を自らが参加する他の大会の参加費に充当することを求めることができる。

(諸費用)

第5条 プレー料金その他ゴルフ場の利用にかかる費用はすべて選手の負担とする。

(遵守義務)

第6条 大会に参加する選手は、日本ゴルフ協会のゴルフ規則、当協会の競技規定、競技特別規則、大会実施要項その他当協会の諸規則を遵守しなければならない。

附則

この規程は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月1日以降に開催される大会から適用する。